

香川高等専門学校施設の有効利用に関する規程

平成21年10月 1日制定

(目的)

第1条 この規程は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における校舎等教育研究施設の有効利用を図り、時代の変化や社会的要請に対し柔軟に対応した新たな教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(調査)

第2条 第1条の目的を推進するため香川高等専門学校環境・施設マネジメント委員会キャンパス部会（以下「部会」という。）において、1年に一度、教育研究施設の利用状況実態調査（以下「調査」という。）を実施し、教育研究等の内容に応じた使用方法等の見直しを図るものとする。

(是正勧告)

第3条 部会は、調査の結果、その利用方法の変更を必要と判断した場合は、校長にその旨報告しなければならない。

2 校長は、当該教育研究施設の使用責任者（以下「施設長」という。）に対して利用方法の是正を勧告することができる。

(是正方法の報告)

第4条 前条の勧告を受けた施設長は、速やかに利用方法の検討を行い、その結果を部会に対して報告しなければならない。

2 部会は、報告を受けた検討結果について部会で審議のうえ、その結果を校長に報告しなければならない。

3 校長は、教育研究等の内容に応じた使用方法等の見直しにより、適宜施設の再配分を行うことができる。

(共同利用スペース)

第5条 共同利用スペースとは、学科等の枠を超えて全学的見地から運営を行うスペースをいい、時代の変化や社会的要請に対し柔軟に対応した教育研究活動を円滑に展開できるよう、弾力的・流動的に運用しなくてはならないものとする。

2 共同利用スペースには、共通的スペース及び競争的スペースを設けるものとする。

一 共通的スペースは、全学的利用又は複数学科による利用を行う共同実験室や共用講義室など共通的に使用する目的で使用するスペースをいう。

二 競争的スペースは、プロジェクト研究など競争的に使用する目的で使用するスペースをいう。

3 共同利用スペースの範囲は、別表の定めるところによるものとする。

(共同利用スペースの確保)

第6条 校舎等の新築，増築及び改修（以下「新增築等」という。）を行う場合は，共同利用スペースを確保しなければならない。

2 校舎等の新增築等に伴い，跡地スペース（新增築されることになる校舎等に入居する予定の教員及び学生等が当該入居前に使用している部屋等をいう。以下同じ。）が生じる場合は，これを共同利用スペースとして確保するものとする。

(面積規模)

第7条 共同利用スペースの面積規模は，原則として新增築することとなる全体整備面積のうち，廊下・ホール・便所等共通部分を除いた面積の20%を原則とし，改修の場合は調査結果により部会において定める。ただし，全体面積が小規模，又は特殊な用途を目的とする場合は，この限りではない。

2 大規模改修時における共同利用スペースの確保及びその割合については，当該改修内容に基づき，部会の議を経て校長が定める。

3 前条第2項の跡地スペースを共同利用スペースとして確保する場合の面積規模は，当該跡地スペースが存する施設長等と部会で協議のうえ，校長が定める。

(共同利用スペース（競争的スペース）の貸与)

第8条 本校の共同利用スペース（競争的スペース）（以下，「競争的スペース」という。）は，教育研究を目的として使用する本校の教職員に対し校長が貸与するものとし，その許可に当たっては，部会の議を経て校長が決定するものとする。

(教育研究チームの選定・決定)

第9条 競争的スペースを使用することができる者は，萌芽的，学際的，先端的な研究等を行う学内の教育研究チーム（学外者との共同研究を含む。）とする。

2 競争的スペースの使用を希望する場合は，教育研究チームの代表者が共同利用スペース（競争的スペース）使用申込書（別紙様式1）を部会に提出しなければならない。ただし，代表者が学外者である場合は，研究チームの一員である本校の教職員が使用を申込みものとする。

3 部会は，前項の申込みの中から教育研究チームを選定し，校長が決定する。

(使用の取消し)

第10条 部会は、競争的スペースの使用を許可された者(以下「使用者」という。)が、この規定及び使用許可条件に違反した場合には、校長にその旨報告する。

2 校長は、報告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

3 部会は、前項に定めるもののほか、本校において特別の必要が生じた場合及び競争的スペースの運営上、特に支障がある場合は、校長にその旨報告する。

4 校長は、報告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を変更し、又は取消すことができる。

(使用期間)

第11条 使用期間は、原則として1年とする。

2 継続使用を希望する場合は、新たに使用申込書を部会に提出し、使用の許可を受けなければならない。ただし、この場合の使用期間は3年間を限度とする。

3 使用者は、使用の許可を受けた後、使用期間を変更し、又は使用を中止しようとするときは、共同利用スペース(競争的スペース)使用報告書(別紙様式3)を直ちに届け出て部会の審議・了承を経て校長の許可を受けなければならない。

4 使用者は、使用を中止するとき、又は許可された使用期間が満了したときは、競争的スペースを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。

5 競争的スペースの利用時間は、次の各号に掲げる日を除き、平日にあつては8時30分から17時までとする。ただし、校長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

一 土曜日、日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 12月29日から翌年1月3日まで

(工作物・設備費)

第12条 競争的スペースにおける実験及び研究に必要な工作物・設備等の設置に要する経費は、使用者の負担とする。

(管理運営)

第13条 共同利用スペースの運営に要する光熱水料等の経費は、使用者の負担とする。

2 前項の負担額は、管理課において別に定める。

3 競争的スペースの不動産補助監守者(火気使用責任者)は、当該共同利用スペース

を使用する使用者とする。

- 4 使用されていない競争的スペースの不動産補助監守者は、当該共同利用スペースの所属施設の長が定めた者とする。

(使用上の義務)

第14条 使用者は、施設及び備品を常に適切な管理の下に注意をもつて使用しなければならない。

- 2 使用者が、故意又は重大な過失により競争的スペースの設備及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは許可条件に違反したことにより損傷を与えたときは、使用者はこれを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

- 3 使用者は、貸与された競争的スペースの使用状況について、教育・研究等の終了又は中止した時及び年度末には利用報告書により、部会へ報告しなければならない。

- 4 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

二 研究等の遂行上、競争的スペースに変更を加えるときは、事前に部会の許可を得ること。

三 前号の変更にかかる費用は、使用者が負担すること。

(事務)

第15条 この規程に関する事務（競争的スペースの利用に関する事務を除く。）は、管理課施設係において行う。

- 2 競争的スペースの利用に関する事務は、管理課財務係と管理課会計係において行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、競争的スペースの運用に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

学校長 殿

使用責任者
学科（課）等
氏名

共同利用スペース（競争的スペース）使用申込書

下記のとおり使用したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

使用責任者	
使用責任者 連絡先	
使用場所	
使用者等	計 名
使用計画（概要）	
使用期間等	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
使用方法の詳細	
搬入機器等	
その他	

別紙様式2

年 月 日

使用責任者
学科（課）等
氏名

殿

学 校 長

共同利用スペース（競争的スペース）使用許可書

別紙使用申込書のとおり許可します。

※使用条件

別紙様式 3

共同利用スペース（競争的スペース）使用報告書

年 月 日

学校長 殿

使用責任者
学科（課）等
氏名

使用の {終了, 中止, 年度末} により, 使用状況を報告します。

使用場所	
使用計画（概要）	
使用期間等	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用方法の詳細	
搬入機器等	
研究成果など	